

# 任意組 合 規 約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この任意組合は、いわゆる一人親方に中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度を適用し、もってその福祉の増進をはかり、あわせて任意組合の運営及び業務の適正を期することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この任意組合は、「  
」任意組合と称し、事務所  
を「  
」に置く。

(組織)

第3条 この任意組合は、「  
」地区の大工・とび・土工・  
電工・配管工・塗装工・運転工等の一人親方及び一人親方とともに  
働く技能取得中の者をもって組織する。

(支部の設置)

第4条 この任意組合は、必要に応じ、支部を設けることができる。

## 第2章 組合の運営及び業務

(認定)

第5条 この任意組合は、共済契約者となるにあたり、あらかじめ建退共本部から、任意組合の認定を受けるものとする。

(事業内容)

第6条 この任意組合が行うべき業務は次のとおりとする。

1. 共済契約の締結
2. 共済手帳の請求及び交付
3. 共済証紙の購入及び貼付
4. 建退共本部に対する組合員の加入及び脱退等に関する報告書の提出
5. 啓発広報並びに加入の促進
6. その他共済契約者として行うべき一切の業務

(備付帳簿)

第7条 この任意組合は、次の帳簿を備え付けるものとする。

1. 共済証紙受払簿 (総括)
2. 被共済者(組合員)の氏名、手帳番号、生年月日、加入・脱退、住所並びに手帳交付状況、共済証紙貼付状況を明らかにした組合員名簿

(組合員の資格喪失)

第8条 この任意組合の組合員が次の各号の一つに該当したときは、その資格を失うものとする。なお、任意組合員がその資格を喪失又は脱退したときは、共済手帳を添えてこの任意組合に届けるものとする。

1. 死亡したとき。
2. 負傷又は疾病により建設業に従事することが出来ない者となったとき。
3. 建設業以外の事業を営むものとなったとき、又は建設業以外の事業を営む事業主に雇用されるに至ったとき。

(共済証紙の貼付)

第9条 共済証紙は、他の共済契約者に雇用された日数については、当該契約者により貼付を受けるものとし、一人親方として就労した日数については、この任意組合から貼付を受けるものとする。

(共済証紙の消印)

第10条 この任意組合で行う共済証紙の消印は、組合の名称及び日付を明らかにして行うものとする。

(事務の委託)

第11条 第6条の一部の業務について、その事務の能力を有する者に委託することができるものとする。

### 第3章 機関及び役員

(会議)

第12条 この任意組合の会議は、通常総会、臨時総会及び役員会とする。通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会及び役員会は組合長が必要と認めるときこれを招集する。

(決議事項)

第13条 総会では、次の事項を行う。

1. 規約の変更
2. 収支予算及び決算の承認
3. 役員を選任
4. その他組合長または役員会で必要と認めた事項

(議長)

第14条 総会の議長は、組合長がこれに当たる。

(議事)

第15条 総会の議事は、出席者の過半数を以って決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員会)

第16条 役員会は、組合長が招集し、次の事項を行う。

1. 総会に提出すべき議案
2. 総会より委任された事項
3. その他役員会に於いて必要と認めた事項

(役員)

第17条 この任意組合に、次の役員を置く。

組合長 1名 副組合長 若干名 会計 1名

(役員資格)

第18条 組合長は、この任意組合を代表し総理する。副組合長は、組合長を補佐し組合長に事故があるときは、その職務を代理する。会計は、任意組合の会計業務を司る。

(役員任期)

第19条 役員任期は、1年とし再任をさまたげない。役員は任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を遂行する。補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会計

(経費)

第20条 この任意組合の経費は、負担金、その他の収入をもって充当する。

(共済掛金)

第21条 建設業退職金共済制度に係る共済証紙の代金は、自己負担とする。

(会計年度)

第22条 この任意組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この規約は平成 年 月 日から施行する。

(2016.11.1)